

長野市避難行動要支援者個別避難計画作成のご案内

(1) 個別避難計画とは

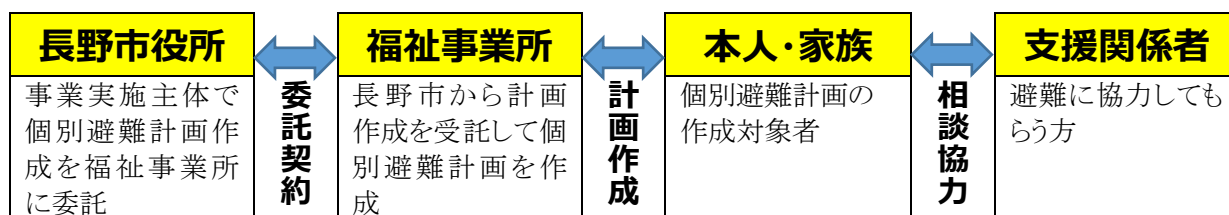
高齢者や障害等のある方で、災害時に自力で避難することが困難な「避難行動要支援者」を対象に、**災害が起きる前に「どこへ」「誰と」「どうやって」避難**するのかを、具体的に決めて作成しておく計画です。

過去に発生した大規模災害において、高齢者や障害のある方などに被害が集中していることから、国において令和3年5月に法律が改正され、「個別避難計画」の作成が法律に位置付けられました。

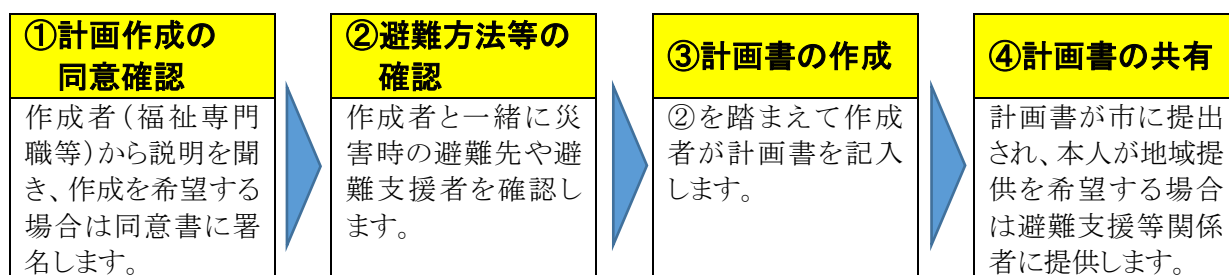
長野市では、計画作成の優先度が高い方について、作成対象者の心身や生活状況をよく把握しているケアマネジャーや相談支援専門員などの**福祉専門職に委託して個別避難計画の作成**を進めています。

個別避難計画の作成を通じて、日頃から、作成対象者ご本人やご家族で避難行動を考えていただき、必要に応じて、地域や関係の方と情報共有を行っていただくことで、災害からご自分の命を守ることにつながります。

<事業の関係者>



<計画作成の流れ>



※計画作成後は、可能な範囲で本人・家族・作成者・避難支援関係者が集まり、避難方法について話し合ったり、避難訓練を行っていただくと、災害時のスムーズな避難につながります。

《問い合わせ先》長野市 保健福祉部 福祉政策課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

TEL : 026-224-9723 (直通) FAX : 026-224-5106

MAIL : fukushiseisaku@city.nagano.lg.jp

《裏面に続く》

(2) 個別避難計画の作成対象者（福祉専門職に委託する場合）

以下の①～⑤の要件に該当する方（計画作成の優先度が高い方）

- ① 「避難行動要支援者名簿」に登録されている方（登録要件は下欄※1参照）のうち、登録要件（イ）から（ク）のいずれかに該当する方
- ② 名簿に記載された個人情報を地域の自治会・行政区、民生委員、消防等の避難支援関係者に対して提供することに同意している方（提供先は下欄※2参照）
- ③ 介護保険サービスや障害福祉サービスを受けており、普段からケアマネジャーや相談支援専門員等とのかかわりがある方
- ④ 災害の危険性が高い地域（土砂災害警戒区域または氾濫流、河岸浸食、浸水想定3m以上）に居住されている方
- ⑤ 同居家族等による支援が難しい方

※1 避難行動要支援者名簿登録要件 (施設入所者等は除く)	※2 名簿提供先 (避難支援等関係者)
(ア) 75歳以上の高齢者のみの世帯の方 (イ) <u>要介護3以上の認定を受けている方</u> (ウ) <u>身体障害者手帳1、2級の方</u> (エ) <u>視覚障害者、聴覚障害者の方</u> (オ) <u>療育手帳A1、A2の方</u> (カ) <u>精神障害保健福祉手帳1級の方</u> (キ) <u>指定難病等の方</u> (ク) <u>上記に準ずる方で、名簿登録を希望する方</u>	・自主防災組織（自治会） ・住民自治協議会 ・民生委員 ・警察 ・消防 など

(注) 避難支援関係者には出来る限りの支援をお願いするもので、責任を伴うものではありません。
また、主な支援内容は安否確認や避難指示が出た場合の避難誘導になります。

(3) 避難行動要支援者支援制度のしくみ

